

令和7年9月26日

区内居宅訪問型保育事業者（個人） 各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長  
渡邊 政基

運営状況の報告について（依頼）

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和2年3月9日31世保認調第1236号）第7条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第62条第2項第6号の規定により、罰則が適用される場合があります。

記

1 提出物

(1) LoGo フォーム上で入力

以下のリンクから回答を入力の上、必要な添付書類をアップロードしてください。

★URL : <https://logoform.jp/form/JqMJ/1150347>

<二次元コード>



(2) 添付書類（下記該当がある書類の写しをアップロードしてください）

必要書類	部数
① 有資格者（保育士、看護師、准看護師）の資格が確認できる書類の写し	各1部
② ①の資格がない方で、以下の研修修了者は、当該研修の修了証書の写し ・居宅訪問型保育研修（基礎研修） ・（公社）全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修 ・（公社）全国保育サービス協会の「認定ベビーシッター」の資格取得に関する科目の履修 ・子育て支援員研修（地域保育コースに限る） ・家庭的保育者等研修（基礎研修） ・基準で定めるその他の研修 （都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む）	
③ ①②の対象以外で、その他の研修修了者は、直近の研修の受講状況がわかる書類（受講証の写し等）	
④ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）	
⑤ パンフレット、料金表等（作成している場合のみ）	

## 2 基準日

令和7年10月1日

※10月1日が休業日となる場合は、翌営業日を基準日としてご記入ください。

## 3 提出期限

令和7年10月31日（金）（電子申請・郵送必着）

## 4 提出方法について（補足）

原則、LoGo フォームによる電子申請をご利用ください。

※電子申請ができない場合は、区ホームページ（ページID：27748）に掲載の別記第4号様式の2②を作成した上で添付書類とともに、担当までご郵送ください。その際、封筒の表面に「運営状況報告書在中」とご記載ください。

区ホームページ（ページID：27748）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/27748.html>

<二次元コード>



## 5 その他

（1）下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」により速やかに届け出てください。

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（施設長）の氏名・住所
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

（2）休止中または廃止済みの場合は、「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記第3号様式）」により速やかに届け出てください。

※（1）（2）について、様式は、区公式ホームページ（ページ番号：1596）に掲載しております。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1596.html>

<二次元コード>



〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部

保育認定・調整課 認可外保育施設担当（届出）

電話 03（5432）2224